

練馬区監査委員

市 村 保
萩 野 うたみ
かしわざき 強
倉 田 れいか

令和7年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和7年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、藤井たかし前監査委員および井上勇一郎前監査委員は令和7年6月8日まで関与し、かしわざき強監査委員および倉田れいか監査委員は同月9日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和7年5月8日から同年6月13日までの間において実日数27日間

(2) 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和7年度練馬区監査基本計画に基づき、令和6年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。契約の相手方の選定

方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和6年3月18日付け5練総職第1656号)、「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)および「庶務事務システムにおける出勤記録の適正な管理について(通知)」(令和5年10月23日付け5練総職第972号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づき、施設の管理が適正に行われているか。
- (ク) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者等)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (ケ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「現金出納簿および物品受払簿の確認・点検について(通知)」(平成29年3月21日28練会第474号)および「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、現金出納簿の管理が適正に行われているか。
- (イ) 「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)および「課長契約事務の適正な執行について(通知)」(令和4年1月20日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。
- (ウ) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

(3) 対象部課

こども家庭部

ア 子育て支援課(以下の施設を含む。)

・児童館 6 館

石神井(併設学童クラブを含む。)、北大泉(併設びよびよを含む。)、土支田(併設学童クラブを含む。)、北町(併設学童クラブを含む。)、石神井台(併設学童クラブを含む。)、西大泉

・学童クラブ 1 か所

光が丘どんぐり

・ねりっこクラブ 8 か所

光が丘春の風小、開進第四小、下石神井小、大泉第一小、大泉東小、大泉北小、練馬第三小、泉新小

イ こども施策企画課

ウ 保育課(以下の施設を含む。)

・保育園21園

栄町、練馬、土支田、西大泉、関町第三、石神井台第二、旭町第二、光が丘第二、光が丘第五、豊玉第二、北町、石神井町さくら、東大泉、北町第二、東大泉第二、石神井台、氷川台第二、光が丘第四、光が丘第六、貫井第二、光が丘第十

エ 保育計画調整課

オ 青少年課

カ 子ども家庭支援センター(以下の施設を含む。)

・地域子ども家庭支援センター大泉

キ 在宅育児支援担当課

2 監査結果

監査の結果、指摘事項はなかったが、以下の注意事項については、是正・改善に取り組みたい。

(1) 現金の保管および取扱いについて

ア 現金出納簿に一部記載されていないものがあつた。(子育て支援課、青少年課)

イ 現金出納簿において、資金前渡受者による事務引継ぎが行われていなかった。(青少年課)

ウ 施設入場料用口座について、現金出納簿が作成されていなかった。(子育て支援課)

(2) 契約事務について

消耗品の購入において、契約締結前に発注があつた。(保育課)

(3) 業務委託について

ア 各保育園の運営業務委託において、仕様書に基づく履行の確認が不十分な事例が見受けられた。(保育課、保育計画調整課)

イ 保育業務支援システム用タブレット端末等の賃貸借において、「情報の保護および管理に関する特記事項」に掲げられた情報関係書類を徴取していなかった。(保育課)